

地区計画ガイド

大曲柏葉地区

○地区計画の区域内において建築行為などを行うときには、届出が必要となります。

◎届出、勧告

地区内で建物を建てたり、宅地を造成したりする場合は、**着手の30日前**までに都市計画課に届出していただくことになります。

都市計画課では、届出を受けた計画が地区計画に適合しているかをチェックします。適合していない場合は、設計変更などをしていただくよう勧告します。

◎建築条例

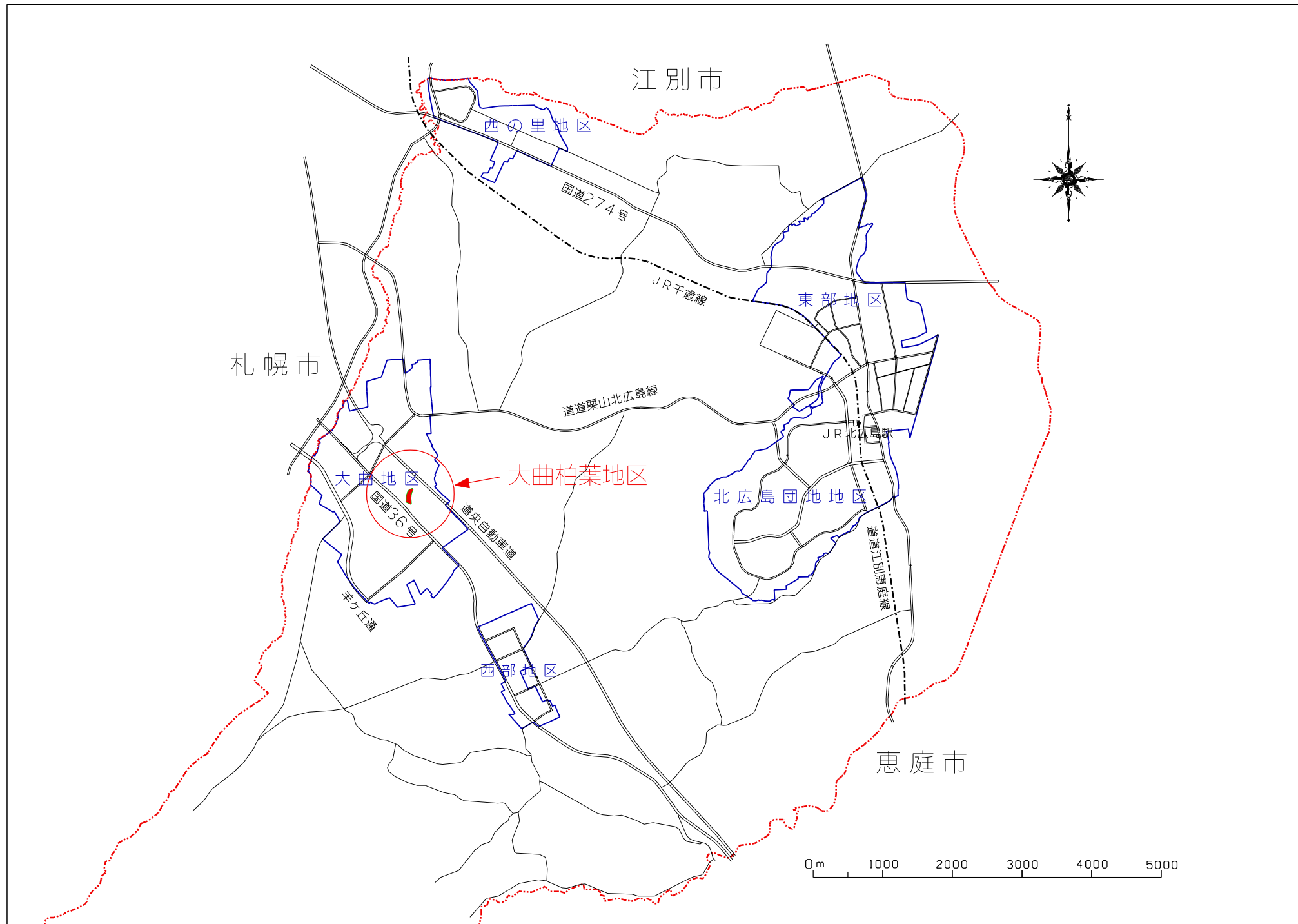
地区計画の中で特に重要なものについては、市の「**建築条例**」で定めています。これにより、建築確認の必要条件となり、内容に適合しない場合は、建てられなくなります。

(お問合せ先)

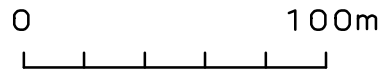
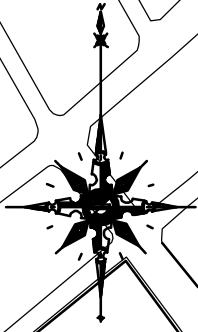
北広島市役所企画部都市計画課

北広島市中央4丁目2番地1

TEL : 011-372-3311(内線 3623)



大曲柏葉地区 地区計画計画図



凡 例	
	地区計画の区域
	地区整備計画 低層専用住宅地区
	緑 地

大曲柏葉地区における建築物等の制限

制限事項	制 限 内 容
	低 層 専 用 住 宅 地 区
建築物の用途の制限	<p>●建築できる建築物</p> <p>①専用住宅(3戸以上の長屋を除く)</p> <p>②兼用住宅(延べ床面積の1/2以下かつ50㎡以下が店舗、事務所等の用途に供するもの)のうち次の用途を兼ねるもの(3戸以上の長屋を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの ・美術品又は工芸品を制作するためのアトリエ又は工房(原動機出力合計0.75kw以下に限る) <p>③前2号からなる2戸の長屋</p> <p>④共同住宅(3戸以上のものを除く)</p> <p>⑤幼稚園、保育所又は集会所</p> <p>⑥巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>
建築物の敷地面積の最低限度	●290㎡
建築物の壁面の位置の制限	<p>●道路境界線から1.5m以上(隅切部分を除く)</p> <p>(ただし、付属建築物で軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの及び外壁等の中心線の長さの合計が3m以下のものは除く)</p> <p style="text-align: center;">(モデル図)</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">道路境界線</p> <p style="text-align: center;">↑ 1.5m ↓</p> </div>
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>●自家用広告物のみ設置可</p> <p>○独立タイプ 禁止</p> <p>○表示タイプ</p> <p>ア.1辺の長さ 1.2m以下(脚長除く)</p> <p>イ.表示面積合計 1㎡以下</p> <p>ウ.刺激的な色彩等により、美観風致を損なわないもの</p>
かき又はさくの構造の制限	<p>●へいの高さ 1.2m以下</p> <p>●生け垣 高さ制限なし</p> <p>●道路に面してへいを設置してはならない</p> <p>(ただし、門及びこれに付随する植栽柵並びに高さ1.2m以上の擁壁又は土留上に設置するものは除く)</p>

※付属建築物=車庫、物置その他これに類する用途に供するもの。